

会 議 録 (要 旨)

会 議 の 名 称	平成29年度 第2回東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議				
開 催 日 時	平成29年8月4日(金) 午後6時00分～8時00分				
開 催 場 所	東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出 席 者 及 び 欠 席 者	<p>●出席者：</p> <p>(委 員) 西村委員(会長)、紺野委員(職務代理)、十時委員、高橋委員、 鳥本委員、平野委員、山崎委員</p> <p>(市) 渡部市長、荒井副市長</p> <p>(所 管) 倉持市民協働課長、菊地市民協働課主査</p> <p>(事務局) 小林経営政策部長、武岡経営政策部次長、 笠原企画政策課長、足立企画政策課主査、新床企画政策課主任</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍 聴 の 可 否	可	傍聴不可の場 合はその理由	/	傍聴者数	2名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状の交付 2. 会長の選出及び職務代理の選出 3. 傍聴に関する定め及び会議の公開について 4. 市長挨拶 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 前回会議録の確認 (2) 検証作業 <ol style="list-style-type: none"> ①市民文化のつどい ②自治会タウンウォッチング 6. その他 <ul style="list-style-type: none"> ○次回開催日程について 				
問 い 合 わ せ 先	東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議事務局 (東村山市経営政策部企画政策課) 住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話：042-393-5111(内線2213)				
会 議 経 過					
資料確認・開会					
1 委嘱状の交付					
○ 市長から委員へ委嘱状が交付された。					
2. 会長の選出及び職務代理の選出					
○ 会長に西村委員、職務代理に紺野委員が選出された。					
3 傍聴に関する定め及び会議の公開について					

- これまで通り「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議の傍聴に関する定め」に基づき、会議録の公開、傍聴者への会議資料の閲覧・持ち帰り許可、会議録の発言者名表記不可（会長・委員で表記）で決定された。

4 市長挨拶

【市長】

本年度第2回東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例見守り・検証会議にお忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

平成29年6月30日付でこれまでの任期が満了され、あらためて委員の皆様へ7月1日付で今後2年間にわたる任期での委嘱状を交付させていただいた。また2年間ご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

全国にこうしたまちづくり基本条例あるいは自治基本条例等を策定している自治体は200を超えるとお聞きしているが、そうした自治体で見守り・検証会議というような附属機関を設けているところはほとんどないのではないかとということで、そういう意味で当市は先進的な取り組みを行っていると自負している。

これまでの2年間に関しては、手探りの中で皆様方のご指導をいただきながら見守り・検証作業を行っていただいていた。初年度の平成27年度については「情報共有」という基本原則に焦点を当て、昨年度については「市民参加」、そして今年度については「協働」ということで、本日からいよいよ個々の事業についてどのような形で協働が行われてきたのかご検証いただく。

委員の皆様におかれては、対象となった事業について、基本条例に定められている基本原則に則って行われているのかについて十分な検証をいただくとともに、ご指摘等の点があれば、よろしくご指導のほうをお願い申し上げます。

5 議事

（1）前回会議録の確認

- 委員からのご指摘箇所を会長と事務局で確認した上で、前回第1回の会議録をホームページに公開することが決定された。

（2）検証作業

- 事務局より、本日の検証作業の進め方について、説明する。

①市民文化のつどい

- 市民協働課より、「市民文化のつどい」の実績等について、説明する。

（※資料「調査票」（市民文化のつどい）参照。）

質疑応答

【委員】

NPO団体と担当所管で評価が異なっているところがあるが、どのように評価しているのか。

【会長】

おそらくNPO団体の方にはNPO団体の方に評価してもらい、所管していた社会教育課の方は社会教育課がそれぞれ評価しているのではないかと。NPO団体側の評価理由がわかればありがたい。

【市民協働課】

申し訳ないが、NPO団体の方にはヒアリングをしていないので評価理由はわかりかねる。

【委員】

情報の共有について、NPO団体より社会教育課の方が低い評価ということは、NPO団体と社会教育課がうまく情報の共有ができなかった点があったのか、が気になる。

【会長】

先ほどの事務局の説明を聞くと担当所管はかなりきびしく自己評価をしている。NPO団体の方からすると、十分情報が共有できていると認識されているようで、NPO団体の方は「十分できた」という評価をしたと推測される。

【委員】

私も「市民文化のつどい」の展示のときには何回か拝見させていただいた。構成している全ての団体が開催期間の間に発表されているのか。

【市民協働課】

構成団体全ての団体が必ずしも全て参加したということではなく、構成団体以外の方も参加しているということもある。市内外にアピールしているので、市内外からの参加がある。

【委員】

検討課題のところで出ているが、団体の「文化協会で中心を担う人材の発掘と参加団体の高齢化」というものがある。この問題に対して、市はどんなサポートをしているのか。

【事務局】

この問題については、色々な事業で共通している課題であるため、こうすれば一挙に解決できるというのではない。一緒に悩んでいるという状況ではあるが、NPO団体の方と社会教育課が相談しながら議論は続けられているところである。

検 証

【委員】

3 自主・自立の原則について

- 役員のなり手がいない中で、一生懸命やっていると感じる。

5 相互理解の原則について

- 高齢化等の課題については、もう少し改善策があるように思う。

6 総括

- 東京オリンピック・パラリンピックも開催されるので、この事業においても、どこかで障がい者の方

へ向けた取り組みも一つ入れたらいいのではないかと。

【委員】

6 総括

- 高齢化ということと、人が集まらないという課題については、PRの仕方でも工夫できる余地があるかもしれないと思う。

【委員】

2 対等の原則について

- 補助金をもらわずにNPO団体が独立して運営しているという点は素晴らしい。特に、準備段階において、資料を見る限り、NPO団体による運営で、市は作業補助という役割分担が明確となっていて優れている。

5 相互理解の原則について

- 事業後の課題については、なかなか解決策はすぐ出るものではないにしても、何年も前から出てきている課題と思われるので、それに対しての何らかの取り組みがそろそろ出て良いのではないかと考える。

6 総括

- NPO団体が長年行っている事業で、昨年で25回目ということなので、順調に年々やっていると推測できる。

【委員】

1 目的共有の原則について

- 長年続いている継続事業ということで、目的がきちんと共有されているというのが見えて素晴らしい。

2 対等の原則について

- 原則として市民主導で、市はアシスタ的なスタンスというのも問題ないと思う。

3 公開の原則について

- NPO団体と担当所管との情報共有はきちんとできているが、それらについても多くの市民への発信・共有を望む。

5 相互理解の原則について

- 反省会も行われ検証されているが、課題である高齢化等による担い手不足の解決策については今後の対応に期待したい。

【委員】

2 対等の原則について

- 大人数の参加の中、市民が中心でうまくまとめて事業を達成できている。また、市側がよく支援されている。

5 相互理解の原則について

- 課題の内容について共通の認識を持っており、うまくコミュニケーションがとれていると言える。

6 総括

- 課題について共有はされているが、それらを解決するためのサポートを市側で何か考えてはどうか。

【委員】

1 目的共有の原則について

- 事前打ち合わせの回数を見てもよく話し合われていると思う。

3 公開の原則について

- 構成団体の多さと複雑さから全ての関係者にお互いの情報が共有されることは難しいと思うが、一定程度共有はされていると思う。

4 自主・自立の原則について

- 関係者が多く、役割分担をすることが難しい部分もある中、よくまとめている。

6 総括

- これだけ歴史が続いて多くの団体が集まっているイベントで、よく頑張っていると思う。

【会長】

総じて評価は平均的に高かったと思うが、協働のタイプがBということで市民の方が中心で行政はあくまで支援にまわるという事業なので、なかなか市民活動そのものに良いとか悪いとか言えないであろうし、文化活動に行政が口を出すというのもあまり望ましくないかと思うので、協働のやり方としてはよくやっているのではないかというご意見が多かったのは妥当であると感じている。

②自治会タウンウォッチング

- 市民協働課より、「自治会タウンウォッチング」の実績等について、説明する。

(※資料「調査票」(自治会タウンウォッチング)参照。)

質 疑 応 答

【委員】

自治会調査の件だが、これは希望する全自治会に関してタウンウォッチングを実施したのか。それともたとえば、10自治会から希望があっても選抜して5自治会に実施したということか。

【市民協働課】

こちらとしても全部の自治会と実施するのは人数の面から難しいため、希望する自治会と電話等でご連絡させていただき、その中から3~4くらいに選抜させていただいて実施した。

【委員】

実際どれくらい希望があったのか。

【市民協働課】

およそ30から40自治会である。

【委員】

倍率10倍くらいか。というのは、自治会と行政のやりとりというところではひとつの協働の形という見方はできるが、選抜という部分については対等の原則にはならないのではないかと思った。

【市民協働課】

タウンウォッチングについては、実施マニュアルに基づいて実施しているので、そこで定める目的、趣旨に合致した自治会に対して実施している。多くの自治会からの希望が、残念ながらそれらに合致していないという経緯がある。

【委員】

了解した。自治会としては、必ずしもその目的等にあったものだけが出てきているわけではないということか。

【市長】

任意でこちらが勝手にやっているというわけではなくて、一定のルールに基づいて実施させていただいている。

【委員】

私は今、自治会活性化委員ということもあって、自治会に対しては非常に重い役割と受け止めている。自分の自治会でさえも、私の思っている方向には一年間の間ではなかなかできなかった。したいという気持ちはあるが、歴史があったり、そういう部分を知らないで理想論ばかりをぶつけてもうまくいかないというのはこの一年間で経験したことである。そういう中で、こういうタウンウォッチングを進められるというのは自治会との接点、市民活動、ひとつのツールにはなるかなと思う。そのようなことから個人的には評価している。

伺っている限りでは、自治会の中でほんの一部だが、マニュアルに基づいて実施しているというのは理解できるし、これだけの作業をするために、所管だけでも3つの課が出ていることから、それらの調整だけでもすごいと思う。今後この取り組みをどれだけの自治会に広げていけるかというのが、一つの期待と同時にぜひ進めてもらいたいという気持ちである。市民側としても協力できることがあれば、協力していきたい。

【委員】

終了後のワークショップについて、そこで出された課題等がその後どうなっているのかとかそういう話はあるのか。

【事務局】

タウンウォッチングで出た課題については持ち帰らせていただいて、それを担当所管の方に伝えている。その後、例えば予算要求のなかで、自治会から出た課題について、事業所管の中では優先度が高く、緊急対応が必要だという認識は共有されているものと考えている。

【委員】

この自治会では平成25年より4回タウンウォッチングを継続的にやっているということか。

【市民協働課】

南菰会自治会はとても積極的で毎年やりたいと言ってくれている。

検 証

【委員】

1 目的共有の原則について

- スケジュールを見ると、半年の間に相当難しい多岐にわたる問題点をよく話し合われたと思う。

2 対等の原則について

- どちらが上ということではなく対等に行われている。

3 公開の原則について

- 警察や東京都など関係行政機関との連携もあることから難しい。

4 自主自立の原則について

- 自治会と行政の役割分担はしっかりできているが、行政内部での役割分担という点ではよく話し合ってもらいたい。

5 相互理解の原則について

- 課題について話し合いを持って、できることできないことを確認している。

【委員】

1 目的共有の原則について

- 自治会と市側の目的等がきちんと明確になっている。

2 対等の原則について

- 対等な立場で連携ができている。

3 公開の原則について

- 消防など関係機関の連携があるため、必要な情報を共有できたかという点は難しい。

5 相互理解の原則について

- 具体例が出されており、評価できる。

6 総括

- 自治会加入率を上げる意味でも、頑張ってもらいたい。

【委員】

4 自主・自立の原則について

- 行政側での役割分担については、縦割り行政を超えた連携を期待したい。

6 総括

- 非常に素晴らしい取り組みだと感じた。緊急のときの避難経路など、なかなか自分のところの身近なまちを歩くことがあまりないので、素晴らしいと思う。また、いろいろな課題を知る事を通じて、自分のまちを好きになるきっかけにもなるので良い事業である。

【委員】

1 目的共有の原則について

- 自治会と市側の話し合いが十分できている。

2 対等の原則について

- 対等な立場で協力しながら事業を実施できている。

3 公開の原則について

- 適切に互いに必要な情報は共有されているが、他の関係機関との共有という面でもう一步進められる可能性はある。

5 相互理解の原則について

- 本自治会については継続的に実施しているため、課題等の解決策についてもそろそろ一定程度出てき

てもよいのではないか。

6 総括

- この事業を協働で実施する意義とは、単に地域の課題を解決するためだけではなく、改めてまちをもう一度見ていくことを通じて、自分が住んでいるまちをみんなで知っていくという面もあることがよく理解できる。
- 平等性をさらに考えるなら、できるだけ希望自治会に実施できるようなマニュアル規程を検討する余地はある。

【委員】

6 総括

- とても素晴らしい事業なので、他の自治会の参加者がもっと増えるように頑張っていたきたい。

【委員】

5 相互理解の原則について

- 終了後にワークショップを実施しており、課題の共有は図られているが、解決に繋げることにはかなり難しい。現実的にどう課題に対応するかについて仕組みを考える必要はある。

【会長】

皆様のご意見に感謝する。その他、ご意見や追加での発言があればお願いしたい。

【委員】

自治会調査とはアンケートのようなものか。

【市民協働課】

自治会長あてに6月頃送らせていただいて、およそ6割の回答をいただいている。表面に要望や課題等を書く欄がある。その要望や課題等の回答を希望するという自治会があれば、当課より各所管にその課題について情報共有する。各所管から、その課題について現状はどうなっているか、どう対応できるか回答をもらい、市民協働課からその回答内容を自治会にフィードバックさせていただいている。本来であれば全ての自治会長と直接お話をさせていただく機会があればいいが、300を超える自治会と全てヒアリングをするのは難しいので、こういった形の調査でやりとりをさせていただいている。

【会長】

非常に興味深い取り組みである。自治会に加入することがこのような形でも役に立っているという、非常に良い事例だと思う。これはこの評価そのものではないが、たとえば転入してきた方にパンフレットで渡す等という形で、こういう役に立っている事例があるというのをどんどんオープンにされると、さらに良い取り組みになると思われる。

6. その他

【事務局】

次回の見守り検証会議は、平成29年10月12日（木）同じ時間から開催予定である。事務局で資料を作成し、委員の皆様に事前に送付する。

【会長】 本日は、以上で散会とさせていただく。